

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-14
処分の種類	充てん設備等に係る基準適合命令			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第3項			
処分の概要	<p>充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が法第36条第2項又は法第37条の5第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って充てんすべきことを命ずることができる。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難。)</p>			
基準の制定根拠				